

会社法第801条第1項に規定する備置書面

当社を存続会社、株式会社Kenesエネルギーサービスを消滅会社とし、2022年10月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）に関し、以下のとおり、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条で定める事項を記載した書面を備え置きます。

（目次）

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）
2. 消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - （1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過
 - （2）反対株主の株式買取請求の手続の経過
 - （3）新株予約権買取請求の手続の経過
 - （4）債権者の異議申述の手続の経過
3. 存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）
 - （1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過
 - （2）反対株主の株式買取請求の手続の経過
 - （3）債権者の異議申述の手続の経過
4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）
5. 消滅会社の事前備置書面（会社法施行規則第200条第5号）
6. 変更登記日（会社法施行規則第200条第6号）
7. 前各項に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

本書記載の事項のうち、写しである書類について、原本に相違ないことを証明します。

2022年10月3日

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
代表執行役社長 森 望



1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年10月1日

2. 消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 吸収合併をやめることの請求の手続の経過

当社は、消滅会社が発行する全株式を保有しているため、本吸収合併に関し、会社法第784条の2に基づく吸収合併をやめることの請求の手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

当社は、消滅会社が発行する全株式を保有しているため、本吸収合併に関し、会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求の手続について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、本吸収合併に関し、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述の手続の経過

消滅会社は、本吸収合併に関し、会社法第789条第2項に基づき、2022年8月24日付官報に公告を掲載し、かつ知っている債権者に個別に催告をいたしました。同社に対して、同法第789条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併をやめることの請求の手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が、同法第796条の2の規定による本吸収合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社株主が、同法第797条第1項の規定による株式買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

存続会社は、本吸収合併に関し、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、2022年8月24日付官報及び電子公告の方法で公告いたしましたが、当社に対して、同法第799条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である2022年10月1日をもって、消滅会社より、その資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。消滅会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ11億円（概算）、4億円（概算）です。

5. 消滅会社の事前備置書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙の通りです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第200条第6号）

本吸収合併に係る変更の登記を効力発生日である2022年10月1日から2週間以内に申請する予定です。

7. 前各項に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

当社は、消滅会社が発行する全株式を保有しているため、本吸収合併に際して、会社法第749条第1項第2号所定の株式その他の金銭等の交付は行っておりません。

また、本吸収合併による、当社の資本金及び資本準備金の額に変動はありません。

以 上

会社法第782条第1項に規定する備置書面

関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）を存続会社、当社を消滅会社とし、2022年10月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）に関し、以下のとおり、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条で定める事項を記載した書面を備え置きます。

（目次）

1. 吸収合併契約書（会社法第782条第1項）
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4項）
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）
7. 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）

本書記載の事項のうち、写しである書類について、原本に相違ないことを証明します。

2022年8月24日

大阪市北区中之島2丁目3番18号
株式会社Kenesエネルギーサービス
代表取締役社長 砥山 浩司



1. 吸収合併契約書（会社法第782条第1項）

添付の通り。



合併契約書

関西電力株式会社(住所:大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号。以下、「甲」という。)と株式会社Kenesエネルギーサービス(住所:大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号中之島フェスティバルタワー。以下、「乙」という。)とは、以下のとおり合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(存続会社及び合併会社)

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併(以下、「本合併」という)し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条(合併対価の交付及び割当て)

甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第3条(合併の効力発生日)

合併の効力発生日は2022年10月1日とする。但し、合併手続の進行上必要がある場合、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条(合併承認決議)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第5条(会社財産の引継ぎ)

乙は、本合併の効力発生日の前日現在の一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、効力発生日に甲に引き継ぐ。

第6条(業務の運営)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条(条件の変更、解除)

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は誤りがあったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条(条件)

本契約は、効力発生日までに、第4条に定める甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られない場合又は法令上必要な関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

第9条(本契約に定めのない事項)

本契約に定めるものの他、合併に際し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙で協議の上、これを決定する。

以上の合意を証するため、本契約書2通を各当事者が記名押印して作成し、各自1通を保管する。

2022年8月4日

甲:(住所)大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
代表執行役社長 森 望

乙:(住所)大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号中之島フェスティバルタワー
株式会社Kenesエネルギーサービス
代表取締役社長 高山 浩司

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

関西電力が当社の全株式を所有しているため、本吸収合併に際して、当社の株主に対して、会社法第749条第1項第2号所定の株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

関西電力が当社の全株式を所有しているため、本吸収合併に際して、当社の株主に対して、会社法第749条第1項第2号所定の株式その他の金銭等の交付は行いません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

添付の通り。

第 7 期 事 業 報 告

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

株式会社Kenes エネルギーサービス

事業報告

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経営成績は、売上高 2,610,082 千円、経常損失 272,110 千円、当期純損失 200,857 千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期は設備投資を行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当期は資金調達を行っておりません。

(4) 財産および損益の状況の推移

期 区分	平成 30 年度 第 4 期	2019 年度 第 5 期	2020 年度 第 6 期	2021 年度 第 7 期
売上高 (千円)	6,613,506	6,625,536	7,059,878	2,610,082
当期純利益・純損失 (千円)	402,671	533,645	238,074	△200,857
1 株当り当期純利益・純損失 (円)	20,133,594.30	26,682,260.70	11,903,745.10	△10,042,894.75
総資産 (千円)	1,728,085	2,439,423	2,126,540	1,161,915

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社関電エネルギーソリューションであり、当社の株式を 100%保有しております。

②子会社の状況

当社の子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

電力小売事業

(7) 主要な事業所 (所在地)

本社 (大阪市北区中之島 2 丁目 3 番 1 8 号)

(8) 従業員の状況

従業員数 0名

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000株
(2) 発行済株式の総数 20株
(3) 株主数 1名 (株関電エネルギーソリューション)

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	会社における地位	重要な兼職の状況
砥山 浩司	代表取締役	
佐能 靖敏	取締役	
富原 啓介	取締役	
田窪 宏一	監査役	

以上

【 第7期 】

2021 年度

決 算 書

株式会社Kenesエネルギーサービス

貸借対照表

第7期

2022年3月31日現在

株式会社Kenesエネルギーサービス

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,161,569	流 動 負 債	406,476
現 金 及 び 預 金	475,504	買 掛 金	316,340
売 掛 金	303,054	未 払 費 用	79,321
未 収 法 人 税 等	81,219	未 払 法 人 税 等	35
未 収 入 金 等	301,791	未 払 消 費 税 等	10,780
		固 定 負 債	0
固 定 資 産	345		
繰 延 税 金 資 産 (固 定)	345	負 債 合 計	406,476
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	755,438
		資 本 金	500
		資 本 剰 余 金	500
		資 本 準 備 金	500
		利 益 剰 余 金	754,438
		利 益 準 備 金	82,200
		そ の 他 利 益 剰 余 金	672,238
		繰 越 利 益 剰 余 金	672,238
		純 資 産 合 計	755,438
資 産 合 計	1,161,915	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,161,915

損益計算書

第7期

2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで

株式会社Kenosエネルギーサービス

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,610,082
売 上 原 価		2,876,643
売 上 総 損 失		266,560
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,676
営 業 損 失		272,237
営 業 外 収 益		
雑 収 入	126	126
経 常 損 失		272,110
税 引 前 当 期 純 損 失		272,110
法 人 税 等	△72,430	
法 人 税 等 調 整 額	1,177	△71,252
当 期 純 損 失		200,857

株主資本等変動計算書

第7期

2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで

株式会社Kenesエネルギーサービス

(単位:千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	500	500	82,200	979,098	1,062,298	1,062,298
当期変動額						
剰余金の配当				△106,003	△106,003	△106,003
当期純損失				△200,857	△200,857	△200,857
当期変動額合計	-	-	-	△306,860	△306,860	△306,860
当期末残高	500	500	82,200	672,238	755,438	755,438

個別注記表

第7期

株式会社Kenesエネルギーサービス

1. 重要な会計方針

(1) 費用及び収益の計上基準

当社は、消費者を顧客として当社が調達した電力を販売しております。当該サービスは、契約期間にわたって顧客が必要とする電力量を供給する履行義務を負っているため、主として供給した電力量に応じて収益を認識しております。

なお、料金と同時に収納している「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第36条第1項の再エネ特措法賦課金は、第三者のために回収するものであるため、収益から除外しております。

(2) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

関西電力株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これによる主な影響として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第36条第1項の再エネ特措法賦課金および第28条第1項の再エネ特措法交付金の会計処理は、従来売上高に計上する方法によっていましたが、適用以降は、再エネ特措法賦課金については流動負債へ計上し、再エネ特措法交付金については関連する売上原価から控除する方法によっています。

これらの結果、当期の売上高は399,306千円減少しましたが、経常利益への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

履行義務の充足時点に関しては、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

損益計算書の売上高には「顧客との契約から生じる収益」のみを表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数 20 株

(2) 自己株式の数 ー 株

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております

配当金の総額 106百万円

1株当たり配当額 5,300千円

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月30日

5. その他の注記

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)が2020年3月27日に成立したことに伴い、グループ通算制度の適用を前提として繰延税金資産の回収可能性の判断を行う必要がありますが、当事業年度末の繰延税金資産および繰延税金負債の金額については、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により改正前の税法の規定に基づいております。

以 上

第7期 計算書類附属明細書

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

株式会社Kenesエネルギーサービス

1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
委託費	4,000,000	
支払手数料	447,940	
租税公課	1,089,201	
その他	139,533	
合 計	5,676,674	

2022年6月8日

株式会社Ken es エネルギーサービス
代表取締役 砥山 浩司 殿

監査役 田窪 宏一

監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

関西電力の令和4年3月31日現在の貸借対照表に基づく資産及び負債の額は、それぞれ7,396,364百万円及び6,423,786百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、効力発生日までに関西電力の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

当社の令和4年3月31日現在の貸借対照表に基づく資産及び負債の額は、それぞれ1,161百万円及び406百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、効力発生日までに当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

以上の通り、吸収合併の効力発生日以後における関西電力の資産及び負債の額は、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれますので、吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社である関西電力の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）

該当事項はありません。